農林水産省農林水産技術会議事務局 技術安全課企画班 御中

「第1種利用規定承認組換え作物栽培実験指針(案)」についての意見

2004年1月23日

社団法人農林水産先端技術産業振興センター

理事長 畑 中 孝 晴

所在地:〒107-0052 東京都港区赤坂1丁目9番13号

電話: 03-3586-8644 FAX: 03-3586-8277

「第1種利用規定承認組換え作物栽培実験指針(案)」について、以下の意見を提出しますので、宜しくご検討下さいますようお願いいたします。

記

- 1. カルタヘナ法に基づく第1種使用規程の承認を受けた遺伝子組換え作物で「食品 安全性承認」および「飼料安全性承認」がえられた作物の栽培については、一般 の作物と同等に扱われるべきものであり、実験といえども、何ら制限を設けるべ きではない。
- 2. 上記の観点から、それら環境・食品・飼料のすべてにおいて安全性承認を得た遺伝子組換え作物について、一般の作物の栽培実験と区別して、特別の指針を策定するのであれば、その趣旨を明確にすべきである。
- 3. 「第1 総則 1 目的」をより分かり易く記述するとともに、本指針は農林水産省所管の独立行政法人の研究所・研究センターの圃場で行う栽培実験のみを対象とすることを明示すべきである。
- 4. 隔離圃場のような小面積で厳重な管理のもとに行われる栽培実験については、大規模な栽培実験とは及ぼす影響の程度が著しく異なるものであり、区別して指針を定めるべきである。
- 5. 隔離距離による交雑防止措置については、第2回「第1種使用規程承認組み換え 作物栽培実験指針」検討会の資料に示された諸外国の例に比べて、いずれの場合 も著しく長距離となっており、交雑率を著しく低く求めるあまり過大に設定され ているきらいがあるが、諸外国と整合性のとれた、適正な隔離距離を定めるべき である。とくに、環境・食品・飼料のすべてにおいて安全性承認が得られている 遺伝子組換え作物については、ある程度の交雑を容認すべきであり、隔離距離は より短縮できるものと考える。
- 6. 本基準(案)のような隔離距離を定めた場合は、モニタリングは不要と考える。本基準(案)より隔離距離を短縮した場合のモニタリング措置については、有効・ 簡便で、かつ実施可能な方法を検討願いたい。例えば、1 万粒の種子全てについて PCR 法で交雑を検査することは、現実的に困難であるので、キセニア現象が明

らかでない場合は抽出数をより小さく定めるべきである。

- 7. 隔離距離による交雑防止措置がとれない場合、開花前の摘花、除雄、被覆、温室内での栽培等を行うことになっているが、このことによってカルタヘナ法に基づく生物多様性評価に影響を与えることがないよう、同法と整合を図られたい。
- 8. 隔離距離によらない交雑防止措置における開花前の摘花、除雄又は袋かけ等の措置は、とくに、トウモロコシ、ナタネの食品・飼料の安全性評価を受けるためのサンプルを我が国で生産することを困難にし、我が国における組換えトウモロコシ、ナタネの研究・開発に支障をきたす。
- 9. 「第2 3 (3)栽培実験終了後の第1種利用規定承認組換え作物等の<u>焼却等</u>」は、「栽培実験終了後の第1種利用規定承認組換え作物等の<u>処分</u>」とする。現今では、焼却施設の性能によっては、焼却は必ずしも容易でない場合もあることから、ことさら強調されるのは適切ではない。同様の趣旨から、アの記述も、「・・・全て引き抜き、種子以外の部分の栽培実験区画への鋤込み、堆肥化、焼却により・・・」と、より実施が容易な方法から順に列挙されたい。
- 10. 第3 栽培実験に係わる情報提供について:計画書の公表は「栽培開始の<u>少なく</u> <u>とも2週間前</u>までに」とされたい。
- 11. 本指針は、農林水産省所管の独立行政法人の研究所、研究センターにおける栽培 実験を対象とするものではあるが、他省庁や公立、私立、民間の教育機関等にお ける遺伝子組換え作物栽培実験に対して、さらには生産者個人が一般圃場で行う 試験栽培等に広く影響を及ぼすことは必至である。農林水産省所管の独立行政法 人の研究所、研究センター以外における本基準内容の準用は慎重に行われたい。 また関係者の意見を充分聴取されたい。
- 12. このような指針の策定は、当面やむをえないものとしても、今後の科学的知見の集積や一般の人々の遺伝子組換え作物に対する理解の進展に応じて適切な見直しが行われるべきである。

遺伝子組換え作物は、2003 年現在世界 18 ヶ国で栽培され、その栽培面積は既に我が国の国土の 1.8 倍に相当する 6,770 万ヘクタールに達している。また 1996 年に米国で商業栽培が始まって以来、現在までに遺伝子組換え作物が食品、飼料及び環境に対して負の影響を及ぼしたという報告はなされていない。このように遺伝子組換え作物が、世界農業の発展に貢献している状況に鑑み、農林水産省としては、遺伝子組換え作物の研究開発を積極的に進めるとの観点に立って諸施策の推進を図られたい。

とくに遺伝子組換え作物の有用性と、その安全性評価の仕組みの有効性についての 正当な理解が広く社会的にゆきわたるよう、最大限の政策的努力を払われるよう強く 要望する。

以上